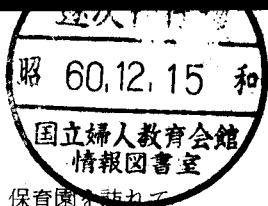


HAND IN HAND

はんど いん はんど



〔どうして男の子は青いボールなの〕

■十年以上も前にスウェーデンへ行った時のことですが、保育園を訪れて子供たちの台所にびっくりしました。給食作りの設備はもちろん別にあるのですが、遊戯室の隣に六畳くらいの小さい台所があり、そこにあるガスレンジや流しは三〜四歳の子供たちの背丈にあわせた小さいもの。色は赤で、誰もがつい中に入って皿を洗ったり野菜を切ったりしたくなるようなかわいい台所でした。そこでは男の子も女の子も調理台でまっ白になりながら粉を練り、クッキー型で型ぬきをし、オープン皿に並べていました。また、四歳の男の子はシチューを木杓子でまわして、女の子が「私にもやらせて」とのぞいています。幼い頃から男女の別なく、調理実習を、こんなに楽しい遊びの形でやれる子供たちは幸せだと思ったものでした。

■つい先日、社会福祉や家族の問題等の第一人者でいらっしゃる一番ヶ瀬康子先生と、生活クラブ生協のシンポジウムで同席させていただきました。その際、先生が慨嘆しておっしゃるには、せっかく家庭科の男女共修に向けて作った教科書がまるで売れていないとのこと。文部省が悪い見本のようというし、先生方や親も、共修に積極的ではないということです。男の子自身の身の自立としあわせのためにも家庭科共修は大事なのに、まだまだ子供の育て方に男女の差別をつけているのが現実のようです。

■私の娘は保育園の二歳児クラスにいますが、先日、運動会のあとおみやげにボールをもらいました。みんなで開けてみると男の子は全員、青で、女の子は赤。「私は青いボールがほしかったのに、どうして女の子はみんな赤なの」と娘は不審がり、来年は青いボールをもらう約束を先生としていました。(円より子)

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばのひとつの出来事。新たな旅立をした女たちはいま手を取りあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

第 56号 120円

【発行日】1985年12月1日

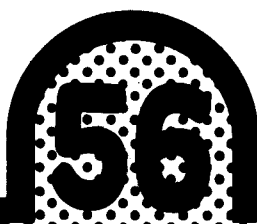
【発行所】現代家族問題研究所

東京都渋谷区神宮前3-33-2-202

〒150 電話 03(402)7354

【発行人】円 ^{よこ}より子

【編集人】ミヤジマ マサコ



一緒に考えてみたい問題シリーズ

男性優位社会での離婚と財産



今 アメリカでは？ 我が国では？

ハンド・イン・ハンドのアメリカ会員でもあり、カウンセリング研修会の講師でもあったゴードン・美枝さんが、アメリカのグラム・モーニング・ヘラルドに載った新聞記事を翻訳して送ってきてくれました。

これにニコニコ離婚講座でいつもお世話になっている金住典子弁護士が日米の法律の比較など、コメントをつけてくださいましたので、合わせてご紹介したいと思います。

法律はやっぱり別れた妻と子供に

不公平ーアメリカからの新報告

翻訳 (ゴードン・美枝)

アメリカの離婚女性は、離婚訴訟で巨額な扶養料を夫に請求し、楽な暮らしをしている。そのかわら、離婚は男に損——なんていうイメージが日本に伝わってくるのは何故でしょう？

実情は、離婚した母親と共にくらす子供の経済状況は大変厳しいもの。まさに右のイメージと逆なんです。

新しい報告書を出したばかりのカリフォルニアの社会学者、ウェ



んなふうに書かれています。

■別れた妻と子供の生活水準は、ガタ落ちする(七三%減少) 逆に夫の水準は向上(四二%増加) している。これは、たとえば夫が月収二〇万円あるとすると、離婚後妻と子供二人に渡る分は、六万円。夫は残り十四万円もらえる。子供が二人いて母親がひきとつた場合一般例として月平均二〇〇ドル(四万五千元)の養育費が出るのとが多いが、この金額ではアメリカで子供二人を保育園に預けるにも不十分である。

■離婚女性の八五%は、夫から一セントも受け取っていない。弁護士や判事が一般的に出す数字とこれは大幅にちがう。判事は、女性の半数は夫から扶養料をもらうと言いが……

■結婚期間が長かった女性でも扶養料を受け取っている人は半数に満たない。この中には、専業主婦だった人が三人に一人の割合でいるのに、離婚後の暮らしはどうなるのだろうか。

■新しい平等分割法が実施される前、夫婦が住んでいた家は、別れた妻と子供がもらうというケースが多くあり、子供にとって同じ家

イツマンさんは、過去十年以上に逆のぼつて離婚後の女性と子供たちの暮らしの調査をしてみたところ、「妻に渡る扶養料はアメリカの神話」と発表しています。離婚法が一九七〇年代に変わり、女性にもっと有利となると信じられていた平等分割法(equal division of property)が成立した後でも、女性の経済状況は少しもよくなっていないということです。実際の中味を読んでもみると、こ

に住めるといふ利点があつた。ところが、平等分割法が成立して以来、夫婦が財産を二分に分割する方法として、かつて住んでいた家

を売るといふケースが三軒に一軒見られる。父親とも住めない、馴じみ深い我が家ともお別れせねばならないというのが子供のおかれている立場らしい。

■別れた夫が高給取りでも、薄給であつても子供の養育費の仕送りを怠るといふ、規範に従わぬパパたちは大勢いるようだ。

■最後に、夫が結婚生活中に蓄積した教育や技術、そして年金や健康保険など離婚裁判では今のところ考慮されていない。

男は、どこまでも社会的に保障され、優遇されているのがアメリカの実情だ。



日米の比較から

離婚と財産分与を考える

弁護士 金住典子

アメリカで一九七〇年代に離婚法が改正され、女性をいっそう有利にするだろうと考えられていた「平等分割法」が判定されたのに、現実はいかえって、女性に不利な状況をあたえている、というアメリカからのレポートが、ゴードンさんによつて伝えられてきています。

私はアメリカを訪ねたことはありませんし、アメリカの離婚法についてくわしくないもので、私の手もとにある資料をたよりに、まずアメリカで、一九七〇年代に改正された離婚法、及び、平等分割法について、若干のコメントをしたと思います。

アメリカでは、一九七〇年代に離婚法が改正されましたが、その主な特徴は、第一に有責離婚主義から、破綻主義離婚主義へと移つたことです。いまでは二、三の州を除いて全部の州が破綻主義離婚に移っているそうです。

ちなみに、改正前のカリフォル

ニア州の民法には、離婚の原因として、「姦通」、「極端な虐待」、「意図的な遺棄」、「扶養義務不履行」、「常習的な過度の飲酒」、「有罪の判決」、「不治の精神病」の七つがあげられていました。

わが国の離婚には、協議離婚や調停離婚の制度があり、約九割は協議離婚で占められています。裁判離婚制度しか存在しないアメリカでは、離婚の自由を確立するため、破綻主義離婚という方向をとっています。わが国では、協議離婚や調停離婚が、その代りを事実上しているということができません。

しかし両者の大きなちがいは、裁判離婚主義の場合は破綻主義（一方の愛情喪失、折り合いが悪く）などが法律上の離婚原因となること）を採用しても、裁判所が必ず「財産分与」や「離婚後の扶養料」「養育費」の支払いについて命令を出してくれますが、わが国の協議離婚の場合は、これらのと

りきめは、当事者にまかされていますから、よほど権利意識の強い当事者でないかぎり、「三下り半」的な、何もとりきめない離婚になりやすいことです。昭和五四年に厚生省が発表した、「離婚白書」によつても、協議離婚した妻の約半数は、夫から何も給付をうけておらず、子をひきとった妻の約半数は、養育費のとりきめをしていないというデータが出ています。

ところで、アメリカの州のなかにはカリフォルニアのように夫婦財産制について、共有制をとっている州が少なくありません。共有制をとっていない州でも、離婚に伴って、生活費や養育費、慰謝料財産分与などが命令により支払われていることはいうまでもありません。

この共有制をとつていたカリフォルニア州では、従来、「不貞、虐待、不治の精神病」の三つの離婚原因については、「公正と思われる比率」で共有財産の分割が命ぜられ、それ以外の原因については、共有財産を双方で均分することになっていました。法改正の前、カリフォルニアでは約九五%が、「虐待」を理由に離婚が申し立てられ、その結果、裁判の争点は、

「公平と思われる比率」をめぐって深刻に争われ、裁判の中で双方が、中傷したり敵対したりする傾向が助長されました。

そこで一九七〇年の法改正により、破綻主義離婚の採用と同時に共有財産の分割についても、一律に均分すること（「平等分割法」）によって、双方が、なるべく早く

平和的にやり直しの人生に踏み出すことができるよう企図されました。しかしその背景には、従来の

「公正と思われる比率」による分割によった場合は、「虐待」を受けた妻の方は、居住用の建物を優先的に確保できるなど、厚く配慮

されるが多かったのですが、ウーマンリブの胎頭に対して、男性側から、女性の平等化がうまく

できたのだから、財産分割も平等にしてほしいという逆のキャンペーンがあったともいわれています。このあたりの事情が、わが国のように、夫婦財産制について別産制を採用し、その結果、財産の所有者はほとんど男となり、離婚の際に財産分与請求権を認めているものの、基準がなく、「公平と思われる比率」すなわち「稼ぎ高」しか考えられない傾向にある国と

根本的に異なるところです。

ですから、私の印象では、アメリカで、平等分割法が実施されたことにより、伝統的な、夫の有責行為による離婚により別れた妻にとっては以前より不利な結果をもたらししているだろうということは予想できますが、だからといって「わが国の女性と同じ」と単純に考えるわけにはいかないのではな

いかと思います。また、伝えられるところによるとアメリカの保育所は、わが国以上に私立のものが多く、かなりの保育料を支払わねばならないようです。

アメリカの女性は、わが国の女性に比較しますと、男女の賃金格差は少ないようですが、それにしても厳然として、男女差別が存在するのは同様と報じられていますから、離婚の方は、破綻主義によって、夫からの離婚が簡単に認められるようになり、反対に子供をひきとって別れた妻にとって養育費の方も収入によって平等分担という、形式平等がまかり通ってしましますと、社会的に差別されている妻の方では、従前に比べ、いっそう、男性との比較で、「不利

益感」をもつのは当然でしょう。

おそらくアメリカでも、こうした平等主義への移行は、一部の（と

いってもわが国よりも多いでしょうけど）キャリアウーマンと、前

よりラクになりたい男性の支持を得て、いささか全体（社会的に弱い立場の女性）への目くばりを欠いたままなされたのではないで

ようか。さて、最後にひとことお詫びを申し上げます。わが国の財産分与制度がどのような方向で、改善されなければならぬかを検討するにあたって、財産分与制度の歴史をふりかえりながら考えてみよう

と「財産分与」について連載を始めていたのですが、多忙のため、ついに原稿が間に合わず、いつの間にか勝手に中断してしまいました。これを機に次回から復活させたいと意欲しておりますので、どうぞお許し下さい。

春合宿のお知らせ

★日時 来年三月二十九日（土）十三時～三十日（日）十七時までの一泊二日

★テーマ 「社会の中でのいい人間関係」講師を招いての話、心理的な役割プレイ、面白い映画をみての意見交換等々、これまでとは一味違う企画を検討中です。

★場所 国立婦人教育会館（東京池袋より東武東上線にて約一時間、武蔵嵐山駅下車）

★費用 約六千円（食事、パーティ代、宿泊費も入れて）

★募集人数 大人二〇名、年齢前の子供一〇名（小学校低学年のお子さんが兄弟にいる時は相談に応じます）

★申し込み方法

住所・氏名・年齢（子供の年齢・性別・名前も）電話番号をお書きのうえ、予約金千円をそえて、事務局橋本まで。

★集合方法等詳細は申し込み者に連絡します。





② 相模原市・Tさん
家族構成

私 三七歳 会社員
長男 九歳 小学校三年生
長女 六歳 小学校一年生
住居 一戸建て(二階四・五、六、七・五畳。
一階八、四・五、四・五、三畳、台所、風呂

経済からみたTさんの生活

私の夫は五六年に風邪がもとで髄膜炎となり、脳と心臓に後遺症の残る障害者となりましたので、親が夫をひきとるという形で二年前に調停離婚し、家も家財道具も残していつてくれました。

あれから二年、児童扶養手当と市から支給される福祉手当を家のローンと光熱費等に当て、手取り十万円前後の給料で何とか生活してきました。

四月には長女もようやく小学校

に入り、「さあ、これから」という時にあの法律改悪、夏以来すっかりやる気をなくしています。夢中で残業して六月の給料が一〇〇〇円多かつたといつて、七月支給のボーナスから、一一八二円を税金として引かれました。何とも切ない気持ちで一杯です。さて家計簿の内容ですが、先月は妹の子供をあずかることが多かったので、食費が少し多めです。教育費は学童ホームの月謝、子供

家計簿内訳

〔収入〕	
給料(21日出勤、19時間 残業の手取り)	115,619円
計115,619円	

〔支出〕	
食費	50,000円
教育費	15,000円
車維持費(駐車場4,000円)	20,000円
教養娯楽費	10,000円
交際費	5,000円
住居備品・保健衛生費	3,000円
貯蓄	+12,000円
計115,000円	

会費、月刊誌、ドリル代、親子劇場の会費等に当てます。自動車は夫の発病後、病院通いのため親と兄弟が見舞いに買ってくれたもので今年で三年目になります。いつまで維持できるか、手離した方がよいのではと思つていますが、今の所、通勤にも使っていますし(車だと十五分位で会社まで行ける)子供の学校が会社と自宅の間にあるので、保護者会の時などに二時間程休みをもらえば学校にも

行けるので、今の所はフル活用しています。そして何といつても時々子供達と出かけるドライブが一番楽しくもあり、心の休まるひとときでもあります。

教養娯楽費は主に新聞代ですが、今月は運動会を見に行けなかったおわびの外食代と、社員旅行不参加のため差し入れた菓子代です。交際費は兄弟間のお祝いに当てるため、ふだんの月は教養娯楽費と逆になることが多いです。住居備品は秋植えの球根と肥料代一四六〇円が含まれています。

貯蓄はボーナス(年間一ヶ月半)と合わせて保険の支払いに当ててつもりで郵便局に積み立てています。保険は、二人分の学資保険と私の入院保障付き簡易保険です。家賃がなく、手足になつて動いてくれる妹が近くに居るので何とかやっています。被服費はほとんど出せず、父が時々来ては子供達にといつてくれる小遣いでパーゲンの下着等を買っています。また近所のおさがりも一手に引き受け、手を加えては着せています。



■在宅記者募集

あなたも編集に参加してください

現在、このハンド・イン・ハンドは、円、宮島、橋本の三人で編集会議をし、原稿（家計簿の頁など）を依頼し、三人で原稿を書き、レイアウト、校正をするという形で作っています。

このハンド・イン・ハンドは、手書きで円一人で作っていた時代から、多くの人の協力を得てここまで続いてきましたが、来年はさらに皆さまの力をいただき、広げていきたいと思っています。そこでまず、次の募集をします。どうか、一緒に作っていききたいという方、ご連絡をください。

★地方在宅記者

地方において、東京の事務局（円より子の事務所内）には来たことがないし、会合にもなかなか参加できないという方。ぜひ紙面作り参画で、関係を深めてください。二ヶ月に一回でも三ヶ月に一回でもけっこうです。あなたの地方の離別母子世帯の生活ぶりや会合、離婚に対する世間の目、福祉事務

所や家裁や就職先の対応の仕方、子供とのやりとりで感じること、家計の問題から平和のことまで、何でもけっこう、誰かにインタビュしたり、調査したもの、ご自分の見たことなど書いて送ってください。

アメリカのゴードンさんも地方在宅記者の一人として、アメリカのものを送ってくれます。

★編集長募集

三ヶ月または半年、ハンド・イン・ハンドの一面をあなたにさしあげます。その頁の編集長となるあなたは、何を書いて、どんな写真を見せても自由です。但し、編集会議（月一回。毎月十日前後）に参加してくださること（地方の方の場合は、早目に企画案を送ってください）が条件です。

以上の他にも、私はこんな形で参画したいという方、どしどしご応募ください。地方記者募集と書きました。東京在住の方で、毎月、会議に参加し、取材・編集の能力を持つ方はなお大歓迎です。応募の方は簡単な履歴書をつけて送ってください。電話番号もお忘れなく。

第三期カウンセリング研修会

第一期の精神医学と法律、第二期の福祉概論と性の問題は共に好評のうちに終わりましたが、第三期はいよいよケース研究をいたします。典型的な相談例を示し、全員でどう答えていくかを考えたり、それぞれが相談者になってのロールプレイ等を通し、実践的カウンセリングを勉強します。

また、カウンセリングの心得や心の問題、法律の問題はかなり勉強が進みましたが、私たちにとても重要な「性」とからだの問題、そして子供の心理の問題を今回はさらに深めることにしました。

皆様の参加をお待ちしています。初めての方も歓迎です。

第一回 一月十四日（火）

ケース①「家庭内離婚と子供」
ケース②「母親の不安」
円より子

第二回 一月二十八日（火）

「問題をおこす子供と家庭」
渡辺久子

第三回 二月一日（火）

ケース③「夫の浮気」
ケース④「専業主婦自閉症」

第四回 三月四日（火）

「子育ての子育て」
渡辺久子

第五回 三月十八日（火）

ケース⑤「性のトラブル」
ケース⑥「神経性冷感症」
円より子

第六回 四月一日（火）

「ウーマンズ・セクシニエリテ」
細川えみ子

第七回 四月十五日（火）

ケース⑦「中絶と夫婦関係」
ケース⑧「女の自立とは」
円より子

第八回 四月二十二日（火）

「あなたからだ気について」
ますか
細川えみ子

講師紹介

渡辺久子先生（横浜市立市民病院神経科勤務の児童精神科医）
細川えみ子先生（東京都衛生局勤務。産婦人科医）
円より子（ニコニコ離婚講座主宰。現代家族問題研究所代表）

費用・一八〇〇円（全八回通し資料代含む）教室・当事務所にて時間・午後六時半より。特定の講義のみの参加も可。

離婚前のあなたに

テイク・離婚の法律と知識

ニコニコ離婚講座も七〇回とずいぶん回を重ね、参加者も四千人を越えました。しかし、東京と大阪だけでしか開いていないため、地方の方々には不便をかけています。

講座に参加できないまでも、何か資料やテイクはありませんかという問い合わせが多く、このたびこのハンド・イン・ハンドの購読者に限って、講座のテイクをお分けすることにいたしました。

六〇分カセットテープが三本で一セット。料金は郵送料も含めて五千円です。お申し込みは橋本まで。(〇三―四〇二―七三五四)

忘年会のお知らせ

十二月十二日(木)午後七時より渋谷の「じょあん」(四六四―七一六三)にて忘年会を行います。飲んで食べておしゃべりして、一年間の疲れをいやしませんか。ふるってご参加ください。●参加費四〇〇円●十一月三〇日までに電話で申し込みを(〇三―四〇二―七三五四 橋本)

女の一一〇番 Q&A

カウンセラーがあなたのお電話を待っています。

〇三―四〇二―四三八五と〇三―四〇二―七三五四

(第二と最終の土曜日、夜七時から十時の間です)

■夫からの離婚請求

Q 夫は夫には愛人がいて、今はその女性と一緒に暮らしています。

A それは、いろいろご心配ですね。

Q あれこれ話して、いったんは戻ったのですが、またその女性の元へ行ってしまいました。それで、もし離婚してくれるなら、慰謝料

三〇〇万円と養育費は払うというのです。ある方に相談したら、家裁に行ってもそんなには取れないといわれましたが、そんなものでしょうか。

A いちがいにはいえませんが、あなた方の結婚年数、夫の収入、子どもの年齢、人数などから総合的に算出します。ちなみに昭和57年度の司法統計によると、家裁の調停で、財産分与・慰謝料についての取り決めのあったものの平均額は305万円となっています。もちろんこれは先の条件によって異なりますので、あくまでも平均額ですが：：。

Q そうですか。夫は「調停なんか

やってもムダだ」といいますが、それでは調停で不利になることはないのですか。

A はい。どうしても家裁には行きたくないから協議離婚でということですが、後々のお子さんの養育費などを考えると、むしろキチンとした取り決めをした方がよいと思います。

■生活費の請求

Q そうですね：：。だけど、夫は早く判を押せと迫っていて、同意しなければ生活費はやらないと実はここ二カ月ばかりは、生活費も渡してくれないのです。そのお金で、あの女と遊び歩いているのかと思うともうくやしくて、くやしくて：：。

A まあまあ落着いてくださいな。兵糧攻めにあえば、あなたの焦る気持はもつともですが、それにも対抗手段があります。先ほどの家庭裁判所に「婚姻費用の分担請求」

の手続きをしてください。まだ夫婦なのでですから、当然、生活費はもらえますし、とりあえず生活の面をしっかりと確保してから、今後の身のふり方を考えて下さい。

■不受理届

Q だけど、夫はあんなに早く早く離婚を迫っているのですが、勝手に、離婚届を出してしまうかも

A そうですね、その心配がありません。そんなに急いでいるのは何か理由があるのかもしれませんが、とりあえず、あなたが同意できない離婚を防ぐために、市区町村役場の戸籍係に行つて、「離婚の不受理届」を提出してください。これによつて、あなたが知らないうちに離婚なんてことは防げます。

ただし、有効期間は六カ月間です。だから、半年たつても状況の変化がなければ、次の六カ月を更新しなければなりません。

A まず「不受理届」それから「婚費分担の請求」ですね。もうオロオロするのはやめます。

A はい。がんばってください。あなた自身が行動を開始すること、きつと状況も好転しますし何よりあなたが変ってくるでしょう。

ハンド・イン・ハンドは、みなさんがつくる雑誌です。

みなさんの日常考えていることや、生活の匂いが伝ってくるような、そんなハンド・イン・ハンドでありたいと思います。お便りをどんどんお寄せください。

山梨の会合あれば嬉しい

山梨県

秋の深まりを感じるきょうこの頃、みなさまお変わりございませんか。

ハンド・イン・ハンドを送っていただくようになり、早や一年が過ぎました。毎月送られてくるのが楽しみです、いつもいつも元気づけられています。

離婚からもう四年がたち、当初の気負いもだんだんとうすれ、心寂しい毎日で、何かにすがりつきたいような気持ちになっていました。ただ私の場合、仕事があるので、金銭的には不安はありませんが、やはり世間の目をどうも気にするようになり、また現実にも何度となく、「いやみ」を言われ、だんだん人と話すのが億劫になり、自然と無口になっていった私でした。そんなとき、私を元気づけてく

れたのがハンド・イン・ハンドです。いつか会合に出たいと思いがらも、子どももいるし、東京までの参加の時間はなかなかとれません。

山梨にも仲間の会ができればどんなにうれしいことでしょう。未納の会費、少し余分に納入させていただきますので、余った分は有効にお使いください。

春からがんばりまーす!

青森県

いつもいつも楽しく、そして勉強になることがいっぱいあるのハンド・イン・ハンドです。

私は五九年の四月に離婚しました。今年七月までは実家に二人の子ども(小2、2才半)と一

緒に世話になっていました。八月の初めにようやく町営住宅が決まり、親子三人で引越しました。

実家に居る時は、義姉もたいへん気をつけてくれて、短かったのですが、親子三人充実した生活でした。

引越しの時も、兄弟達が電器製品やら何やらそろえてくれましたし、電話は母が、何かあった時に困るからとつけてくれました。

ようやく落ち着いて、今は一日中次男と家の中ですごしています。早く保育園に入れようと係の人にたずねたら、仕事を持っていないければダメ、内職でもよいからとのことでしたが、そうそう仕事もありませんし、来春をメドに始めようと思っています。

これからはだんだんと寒くなるし、家計の方も減る一方。心苦しいのですが、しばらくの間、講読料の免除お願いします。

(編) さん、公営住宅への入居おめでとう。今度は仕事ですわ。がんばってください。なお、購読料の件はご心配なく。生活が落ちついていたら、またお支払いください。他にも「きびしい」という人、どうぞご遠慮なく申し出てください。

早くも再婚相手、でも...

福島県

別居生活を含めて別れてから一年になります。ようやく自分の生活も地に足がついてきた感があります。私と娘、何とか実家からそれ程の援助も受けずやっています。早くも再婚の相手になってくださる方が現れました。でも私自身の心の中に不安感があります。十年という結婚生活の傷が根強く残っているようです。もう少し時間をかけてゆっくり考えてみたいと思います。

ご存じですか?

家計簿公開のTさんからの耳よりな情報をお知らせします。

相模原市では「就学奨励金」と「母子家庭福祉手当」(一世帯につき月額二〇〇〇円)が年に三回に分けて支給され、水道料基本料金の減額も行なわれています。

(編) 皆さんがお住いの市区町村でも離別母子家庭に対しさまざまな福祉施策が行なわれていると思います。一度役所で聞いてみてはいかがですか。

児童扶養手当の現況届

「男とは同居していません」

児童扶養手当を18歳に引きあげる会の会報より

児童扶養手当法が改悪されて三
カ月。八月の現況届ではこれまで
とは異り、地方によってさまざま
な「申立書」(「男と同居してい
ないか」・収入調査)が義務づけ
られました。

大阪府摂津市では次のような「
申立書」を全員に提出させていま
す。「私は、母子家庭として、生
活しており、離婚後前夫とは同居
していません。又、前夫以外の男
性とも、同居又は、同居に等しい
事実上の関係もない事を申立ます」
この申立書に事実上の婚姻関係が
あるか否かについて民生委員の証
明がいるのだそうです。

昭和五五年の厚生省通達で、そ
れまで義務づけられていなかった
住民票の提出が必要とされ、添付
する戸籍抄本、住民票で別居の事
実は確認できるのに、民生委員に
日常生活まで監視させるとは、人
権侵害もはなはだしい、と大阪の
女性たちは即、抗議行動を始めて
います。

一方、東京の江戸川区、北区な
どでも、年収や支送りの有無、家
賃などを調べる「収入についての
申立書」の提出が求められました。
これも、定期的な生計の補助の
有無を調べようというもの。本来
この手当は年金の補完であり、生
活保護のようなミーンズテスト(資
力調査)は要求されないもので
す。

全国でも、これに類する「しめ
つけ」・「権利侵害」がまかり通っ
ているのではないのでしょうか。
(編)みなさんの地方ではいかが
ですか?各行政ごとに対応がちが
りようです。様子をお知らせくだ
さい。

これからの自分を考える

千葉県

十月の東京ハンド・イン・ハン
ドの会で和泉先生のお話とても感
銘を受けました。特に「年をとつ
たら、やさしさ」しかないですね
といわれたことばが、自分の心
中にピカッといわずまのように光
りました。

私も夫婦関係には破れ、裏切り
憎しみ、いがみ合いの葛藤の中で
病み疲れた心。その傷ついた心
うち勝って、今後の人生で、他者
への「やさしいかわり」をどれ
ほどしていけるのか、これからの
私の目標の一つになりました。

今までの自分を考えると、女性
の弱さ、甘え、エゴなど思い知ら
されましたが、これからは、一人
の女性として、一人の人間として
自分と真正面から向いあつてが
んばつていこうと思います。

(編)さん、ゲストにお招き
したさんのお話が好評でとて
もううれしく思っています。今後も
バラエティにとんだ企画を考えて
います。

編集後記

★もうすっかりお馴染みになった
「女の11番」ですが、残念ながら
らまだ月二回に限られています。

そこで会員のみなさまに耳よ
りのお知らせ。以前から友好関
係にある朝日カウンセリング研
究会でもこの度、電話相談室を
オープンしました。月、火、金
の10AM~3AM、受け付けます。自
分のこと、家族のこと、悩んで
いる方、お気軽にご利用下さい。
☎〇二一(三七〇)四一四一

(M)

★先日、原宿パーティーという
シングルの会に参加してしまし
た。参加人数六〇名程で男女約
半数ずつ。立食パーティー形式
で自由に会話が楽しめます。こ
の会はもう六年以上も続いてい
て、シングルの会としては歴史
があるそうです。一つの出会い
の場として利用してみたいか
がでしょうか。十二月十二日
はクリスマスパーティーがあり
ます。興味のある方参加して
みてはいかがでしょう。
(三七三)三〇七〇小坂)

(H)



第72回ニコニコ離婚講座

十二月の講座はお休みです。なお一月は二五日(土)午後一時半～四時半。日本社会事業大学地下〇一教室(国電原宿駅下車徒歩五分、東郷神社隣)沖藤典子氏の「イキイキと老後を生きる」と金住典子弁護士「離婚に必要な法律と知識」どなたでもどうぞ。参加費一五〇〇円。要予約。
電〇三―四〇二―七三五四

会合のお知らせ

★東京の会合 十二月は忘年会となります。詳細は七頁をご覧ください。

★大阪の会合 十二月はお休みです。

※毎月第一日曜日が定例会。

★横浜の会合 十二月七日(土)忘年会。午後六時開内駅北口改札口に集合。会費三〇〇〇円。詳細は まで。

子供の二一〇番

今月の子供コーナーはお休みです。その代り、女の二一〇番と同じ時間帯(毎月第二と最終土曜の午後七～十時)に子供たちからの電話も受けつけます。

電話も手紙もどしどしお寄せください。〇三―四〇二―四三八五

お友達になつてください

★現在三一歳、夫と別居中です。夫の顔を見なければどれだけですきりするだろうと思つたのですが、悩み、苦しんでいる現状です。似たような方と交流をもちたいと思います。

振込通信欄から

★今年の二月に離婚が決定し、今は母子二人元気に楽しく暮らしています。精神的にも落ちついてきましたので、これからはステキな恋人をみつつけようかなと思つて近頃です。
埼玉県・W

★毎回とても楽しみにして待つております。読むたびに勇気づけられてがんばらなければと思つてい
ます。
長野県・Y

★娘二人が嫁ぎ、長男も来年は大学を卒業することになつた今、夫からの生活費がストップしました。長い別居期間でしたが、この際正式に離婚をしようと考えています。これからの経済面、精神面の安定のことを真剣に考えているどころです。
立川市・I

★毎日時間に追われながらも親子三人元気でやっています。自立をめざして早や一年、その間に三回も職場を変えました。今やつとパートですが大手に入れました。少しづつ開けていくような気がします。
三鷹市・H

(編)振込用紙裏面の通信欄をあなたからのメッセージの場にご利用ください。



購読料振り込みのお願い

この機関紙は毎月一二〇〇部印刷し、郵送で購読して下さる方一〇〇〇名余に郵送しています。

今年一月一日から現在(一二月一二日)までの購読料振込は五七九人分一六五万一九六〇円(カンバ含む)となっており、今年一年の支出は一九一四〇〇〇円で大幅赤字となっています。これは印刷代がこれまでより月々三万円近く値上がりになったこともあり、事務局長経費、事務局の橋本の人件費等は一切入れずにて、この赤字なのです。

ぜひぜひ、まだ今年になつて振込をして下さっていない方、年内に振りこんでくださいますようお願い申しあげます。

また、心苦しいお願いですが、来年一月一日から一年間の購読料三千円、二年まとめると五千円という形にさせていただきます。

新規申しこみの方は一月一日から、継続の方は、切れた時点からです。